

広島県告示第百十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

竹原市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成三十一年四月二三日	午前一〇時三〇分～午後三時	忠海公民館
平成三十一年四月二四日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	三原農協荘野出張所 竹原市役所吉名出張所
平成三十一年四月二五日	午前一〇時三〇分～午後三時	竹原市役所
平成三十一年四月二六日	午前一〇時三〇分～午後三時	竹原市役所

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成三十一年四月二三日～ 平成三十一年三月二二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会